

公益法人への寄付金控除について

I. 法人の皆様からの寄付の場合

通常的一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められます。

一般寄付金の損金算入限度額は低いですが、公益法人に寄付をすれば別枠の損金算入ができ節税効果が高くなります。

II. 個人の皆様からの寄付の場合

(事例)

確定申告の際、「税額控除」と、公益法人に対して寄付した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができます。

一般的には、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得が大きいほど所得控除を選択した方が有利です。

年収 500 万円の世帯における、税額控除と所得控除の減税額比較は下記のとおりです。(特定寄付金とは、公益財団法人に寄付した寄付金。)

1 税額控除

「その年に支出した特定寄付金の合計額-2,000 円」の 40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

対象となる寄付金額は、総所得金額の 40%が限度です。

但し、所得税額の 25%が控除限度額となります。

* $(200,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 79,200 \text{ 円}$ を控除することができます。

* $(5,000,000 \text{ 円} \times 10\%) \times 25\% = 125,000 \text{ 円}$ が控除限度額

2 所得控除

「その年に支出した特定寄付金の合計額から 2,000 円を差し引いた額」が寄付者の年間所得より控除されます。

* $200,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 198,000 \text{ 円}$ を控除することができる

控除できる特定寄付金は、その年の総所得金額等の 40%が限度です。

* $5,000,000 \text{ 円} \times 40\% = 2,000,000 \text{ 円}$ が控除限度額